

よくある質問と回答 / 令和8 年度制度改正について

Q 世帯主は国保に加入していないのに、納付義務者になるのはなぜですか？

A 国保は世帯単位の賦課方式を採用しており、一般的に世帯の生計維持者であり、保険料の支払い能力があると認められる世帯主に対して、国保に関する届出や保険料の納付義務を課しています。そのため世帯主あてに通知書などをお送りします。

Q 所得割額の算定の基となる基準総所得金額は、どのように計算されるのですか？

A 基準総所得は、各被保険者における前年中の所得金額から基礎控除のみ差し引いた額です。保険料の計算方法は、所得税や市・県民税の計算方法とは異なり、扶養控除や社会保険料控除などの各種所得控除の適用はありません。
⇒保険料の計算 詳しくはP8～P11

Q 保険料の通知書が送られてきました。なぜですか？

A 保険料の通知書は年に1回、7月にその年度の保険料の決定額を通知するために送付します。それ以外に、被保険者の加入脱退、所得額の変更、減免の申請、40歳到達など、保険料に変更があった場合に、該当となる事由の翌月に納入通知書が送付されます。詳しくは、届いた通知書をご覧ください。
⇒保険料納入通知書の見方 詳しくはP14～P17

Q 保険料が年金から天引きされていますが、4月、6月、8月（1期～3期）と10月、12月、2月（4期～6期）で金額が違うのはなぜですか？

A 特別徴収1期分から3期分の保険料は前年度の保険料に基づき暫定的に計算した金額です（仮徴収）。正式に決定した今年度の保険料から、特別徴収1期分から3期分を差し引いた上で、残りの保険料を特別徴収4期分から6期分で均等に分けて特別徴収します（本徴収）。
⇒年金からの天引き（特別徴収） 詳しくはP18

※なお、天引きの対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金です。受給している年金が複数ある場合は、政令に定められた優先順位が最も高い年金が特別徴収の可否判定および天引きの対象となります。

そのほか、よくある質問と回答を、ホームページに掲載しています。

明石市 国保 質問 検索



◆令和8年度 制度改正について

1. 子ども・子育て支援納付金の新設

子ども・子育て政策の給付拡充を図るため、国において「子ども・子育て支援金制度」が創設され、医療保険料とあわせて「子ども・子育て支援納付金」が賦課・徴収されることになりました。

なお、子ども・子育て支援政策という趣旨から、子どもがいる世帯の保険料が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者にかかる子ども・子育て支援納付金分の均等割は全額軽減されます。

保険料率	子ども・子育て支援納付金分		
	所得割	均等割	平等割
	0.28%	1,280円*	840円

*均等割額には18歳以上均等割額（1人あたり40円）が含まれています。

2. 高所得世帯に対する「保険料の賦課限度額」の変更

国の方針に沿って、主に中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため、賦課限度額が変更となります。

賦課限度額	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
令和8年度	上限67万円	上限26万円	上限17万円	上限3万円
令和7年度	上限66万円	上限26万円	上限17万円	—

3. 低所得世帯に対する「保険料の軽減判定基準」について

保険料の軽減措置を受けるための所得の判定基準が変更されました。この軽減を受けるための申請は不要です。所得申告がない場合は軽減措置が適用されません。

判定基準	軽減の対象	
	令和7年度	令和8年度
世帯主及び被保険者※1全員の所得額※2の合計が	均等割・平等割	
43万円※3+(30.5万円×被保険者※1数)以下	43万円※3+(31万円×被保険者※1数)以下	5割軽減
43万円※3+(56万円×被保険者※1数)以下	43万円※3+(57万円×被保険者※1数)以下	2割軽減

*1 被保険者、*2 所得額、*3 基礎控除額43万円の注意事項など詳しくは、「保険料の軽減・減免」P12、13